



快適環境づくり補助金



快適環境づくり補助金とは？

快適な環境づくりに取り組んでいる市民団体を支援するための補助金です。



どのような事業が該当するの？

次のような快適な環境を生み出す事業です。詳しくはご相談ください。

花いっぱいまちづくり活動	一般市民の目に触れるような場所（道路沿い、道路に面した自治公民館敷地、休耕田、荒廃地、公園など）に木や花の植栽、フラワーポットの設置
花の名所づくり事業	上記のうち、 地区コミュニティ協議会が実施する 休耕田、荒廃地、河川敷など概ね200㎡（参考：バレーボールコートは162㎡）以上の植栽ただし、1地区コミュニティ協議会1箇所とし、既に地域のシンボル花壇を設置した地域を除く。（当該年度の5月末までに申出が必要）
環境学習	・バードウォッチングや植物・昆虫などの 自然観察会 、 水辺の生物調査 ・廃油を利用した 石けんづくり教室 、牛乳パックを利用した 紙づくり教室 ・意識向上のために 環境問題に関する勉強会
快適な環境づくり活動	・水辺の環境をよくするための水生生物の養殖・放流など、快適な環境づくりのための活動



どのような団体が該当するの？

地区コミュニティ協議会、自治会、子ども会、高齢者クラブ、PTA、ボランティアグループ、NPOなど、市民の皆さんがつくっている**概ね5名以上**のクラブや団体が対象となります。

また、企業などの法人団体は対象になりませんが、〇〇会社花いっぱいクラブなどの**概ね5名以上**のサークルや団体であれば対象となります。



どの程度の補助があるの？

対象経費に次表に定める補助率を乗じた額（100円未満の端数は切り捨て）を補助します。対象経費には、人件費（ただし、講師謝金除く）、飲食費、運搬用燃料費、水道費、委託費、事務費、5千円以上の道具購入費は含みません。

区分	補助率	上限額	前払金の有無
(1) 参加人員が30名未満の場合で かつ初めて補助金申請を行う場合	100分の80	50,000円	×
(2) 次のいずれかに該当 ① 参加人員が30名以上の場合 ② 過去1年以上快適環境づくり補助金による実績がある場合	100分の90	100,000円	×
(3) 次のいずれかに該当 ① 高齢者クラブが実施する場合。 ② 任意の高齢者団体が実施する場合。 ③ 参加人員30名以上のうち60歳以上の方が半分以上参加する場合	100分の100	100,000円	○ 事前にカノッ コサポーター （*1）の登録 が必要です。
(4) 地区コミュニティ協議会が申請する花の名所づくり事業	100分の100	300,000円	

（*1）補助対象の活動・事業を継続実施することを表明し、登録した団体のことです。

注1 年齢の算定基準日は、補助金交付申請日

2 高齢者クラブとは、高齢者クラブ連合会及び高齢者クラブ連合会加盟団体

3 任意の高齢者団体とは、会員が10名以上で60歳以上の方が概ね4分の3以上を占める団体

4 花苗の購入は、市内の花苗農家や店舗をご利用ください。



補助金交付手続きは…(下記は植栽実施の場合の例です。)

補助金交付申請

■ 提出書類		チェック
① 補助金交付申請書	<u>事業開始の10日までに提出してください。</u> 事業開始とは、事業の必要な物品を購入することも含みます。	<input type="checkbox"/>
② 土地承諾書	<u>実施場所が道路に面している場合や、他人の所有する土地を借りて実施する場合は、道路占用許可書や承諾書が必要です。</u>	<input type="checkbox"/>
③ 実施場所の見取図		<input type="checkbox"/>
④ その他	任意の高齢者団体に申請する場合、会員名簿を提出してください。	<input type="checkbox"/>

交付決定

■補助金交付決定通知の交付

補助金交付申請にもとづき交付します。この交付決定通知を受理してから、事業を開始してください。

チェック

事業を開始

■写真撮影 次の写真を撮影してください。

チェック

① 事業開始前		<input type="checkbox"/>
② 作業中	作業中の写真と購入した材料等の写真。 <u>なお、購入した材料等の写真は「①事業開始前」の写真と一緒に構いません。</u>	<input type="checkbox"/>
③ 完成後		<input type="checkbox"/>
④ 集合写真	<u>30名以上の場合の補助率及び上限額を適用する場合、集合写真で参加人員を確認します。</u> 「③完成後」の写真撮影と一緒に構いません。	<input type="checkbox"/>

事業が完了(実績報告)

■提出書類

チェック

① 実績報告書	事業が終了したら、事業終了後1ヶ月以内に提出してください。	<input type="checkbox"/>
② 明細書	事業に要した経費の明細書を添付してください。	<input type="checkbox"/>
③ 領収書(写)	事業に要した経費の領収書(写)を添付してください。	<input type="checkbox"/>
④ 請求書	補助金請求書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
⑤ 写真	ア 事業開始前の写真 イ 作業中の写真 ウ 完成後の写真 エ 集合写真 ※ 日付、説明(「事業開始前」等の表示)を記載してください。	<input type="checkbox"/>
⑥ その他	<u>参加人員30名以上のうち60歳以上の方が半分以上参加する区分で申請した場合、参加者名簿を提出してください。60歳以上の方が半分に満たない場合、補助率は9割が適用されます。</u>	<input type="checkbox"/>

この補助金は「市民活動支援基金」で運用しています。

※快適環境づくり補助金の申請受付は、原則11月末までですが、予算がなくなり次第、受け付けは終了となります。

お問合せ先

本庁	環境課	TEL (0996) 23-5111 内線 2741
樋脇支所	地域振興課	市民生活グループ TEL (0996) 37-3111
入来支所	地域振興課	市民生活グループ TEL (0996) 44-3111
東郷支所	地域振興課	市民生活グループ TEL (0996) 42-1111
祁答院支所	地域振興課	市民生活グループ TEL (0996) 55-1111
里支所	地域振興課	市民生活グループ TEL (09969) 3-2311
上甌支所	地域振興課	市民生活グループ TEL (09969) 2-0001
下甌支所	地域振興課	市民生活グループ TEL (09969) 7-0311
鹿島支所	地域振興課	市民福祉グループ TEL (09966) 4-2211

